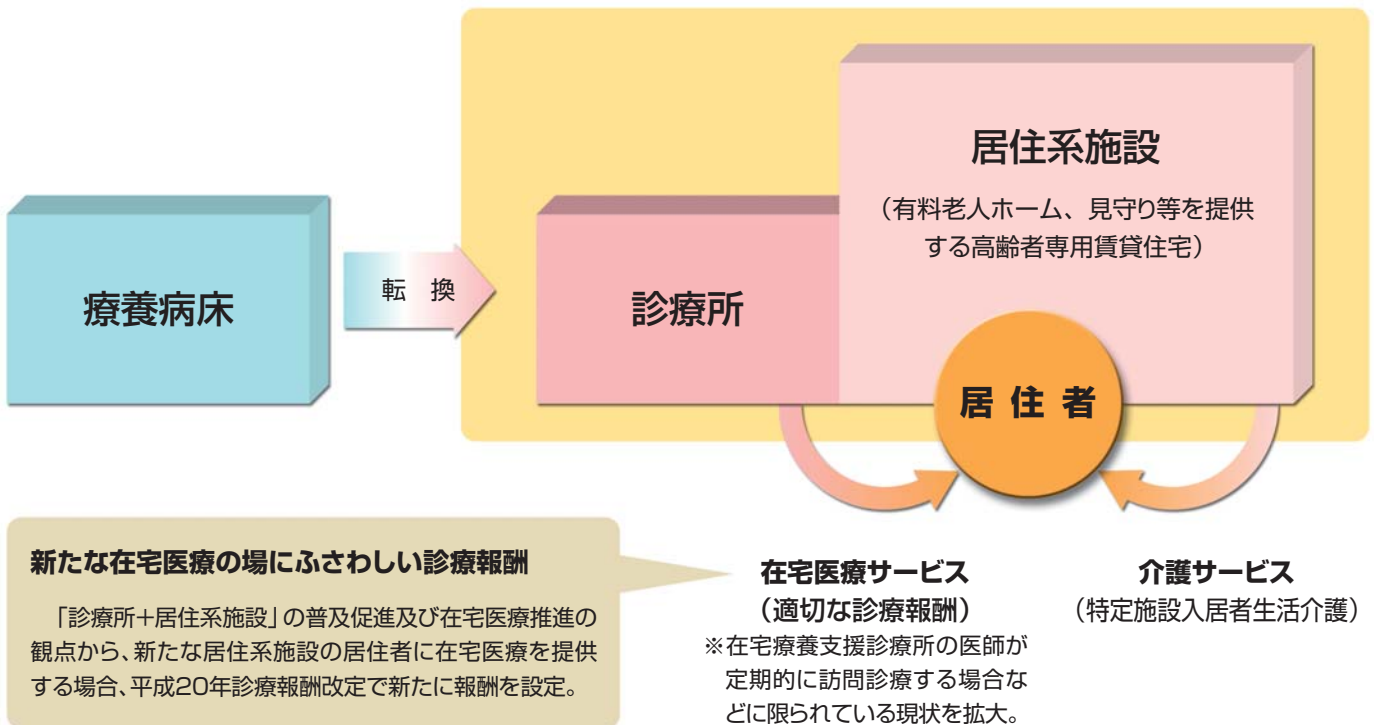


在宅医療と「住まい」の場を組み合わせたサービス提供体制の構築

診療所に併設された有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅の居住者に対する在宅医療の提供を推進する観点から、適切な診療報酬を給付します。

【平成20年診療報酬改定で対応】

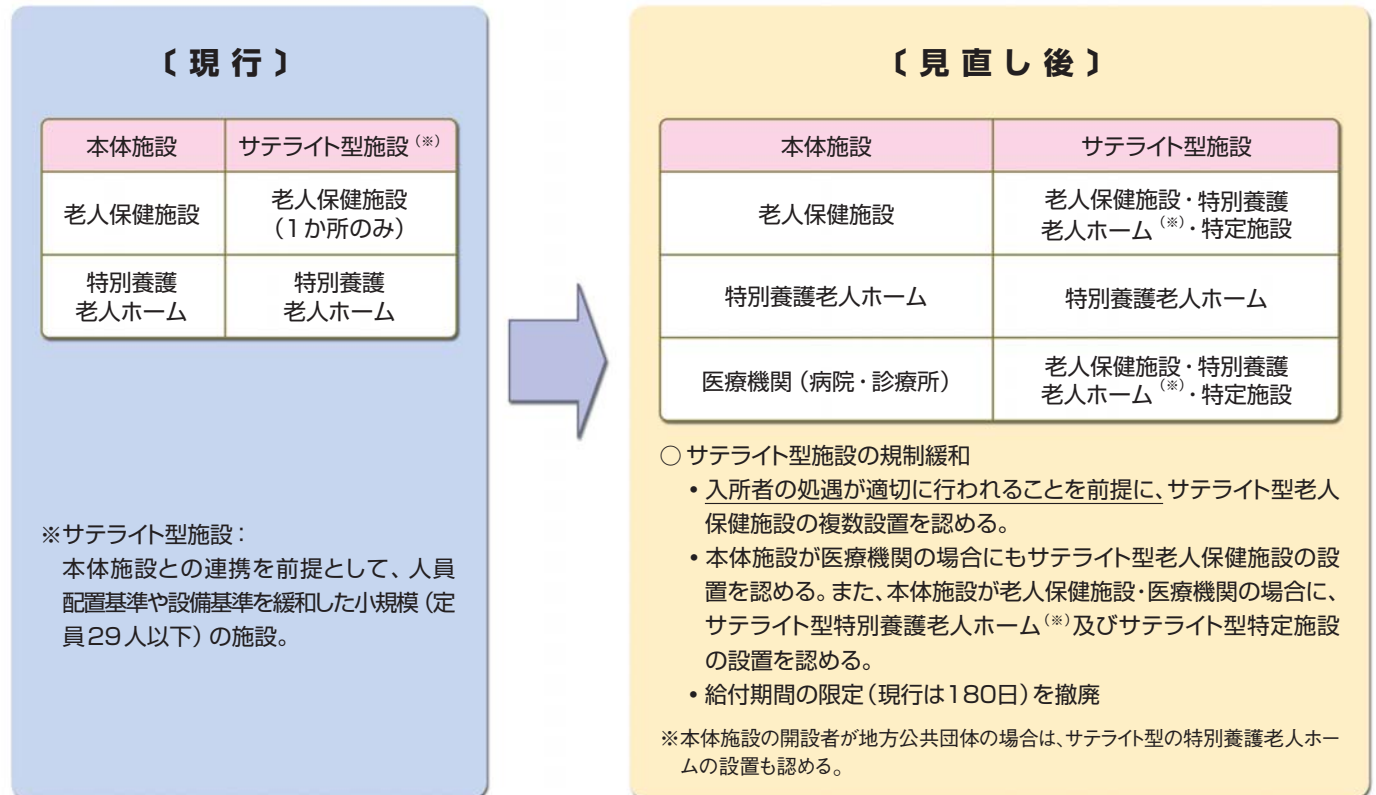


必要に応じて在宅医療と介護サービスを一体的に提供することにより、医療機関併設という特色を活かした安心の提供と経営の多角化が可能となります。

サテライト型施設の多様化

本体施設とサテライト型施設について、多様な組み合わせを可能にするとともに、人員・設備基準等について更なる規制緩和を行います。

【平成20年5月施行予定】



- 個々の療養病床の状況に応じて、様々な運営形態でのサテライト型施設を選択できるようになります。
- 療養病床を老人保健施設に転換した場合でも、サテライト型施設の活用により、施設全体のベッド数を減らさずに経営規模を維持することが可能となります。
- 人員・設備の相互利用により施設全体の経営の効率化が図られます。